②′ 二次審査の申請書等の提出期限　令和７年10月２日正午まで
③ 入札の締切　令和７年12月22日午後３時まで
④ 開札日時　令和８年１月15日午後１時30分
⑤ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和７年12月４日まで）

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。
令和７年７月16日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　齋藤　博之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1 掲載日　令和７年２月25日（号外政府調達第34号）
2 訂正内容　22頁　１段目４⑵中「令和７年７月７日」を「令和７年７月14日」に訂正します。
3 訂正内容　22頁　１段目４⑵ⓐ中「令和７年７月７日」を「令和７年７月14日」に訂正します。
4 訂正内容　22頁　１段目４⑵ⓒ中「令和７年７月７日」を「令和７年７月14日」に訂正します。
5 訂正内容　22頁　１段目４⑷中「令和７年７月７日」を「令和７年７月14日」に訂正します。
6 訂正内容　22頁　２段目４⑸ⓐ中「令和７年７月７日」を「令和７年７月14日」に訂正します。
7 訂正内容　22頁　２段目４⑸ⓑ中「令和７年７月７日」を「令和７年７月14日」に訂正します。
8 訂正内容　22頁　２段目４⑸ⓒ中「令和７年７月７日」を「令和７年７月14日」に訂正します。
9 訂正内容　22頁　２段目４⑸ⓓ中「令和７年７月10日午後２時30分」を「令和７年７月17日午後１時30分」に訂正します。
10 訂正内容　23頁　１段目６⑸中「7 July」を「14 July」に訂正します。

資　格

競争参加者の資格に関する公示

国道13号　金山第二トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和７年７月16日
東北地方整備局長　西村　　拓
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1 工事名　国道13号　金山第二トンネル工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
2 工事場所　山形県最上郡金山町大字飛森　地内
3 工事内容　金山第二トンネル：ＮＡＴＭ　延長Ｌ＝1721m
掘削・支保工　Ｌ＝1,719m、覆工コンクリート・防水工　Ｌ＝1,719m、インバート工　Ｌ＝750.8m、坑内付帯工　１式、坑門工　１式、トンネル仮設備工　１式、盛土工　Ｖ＝55,000㎥
4 工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和11年２月13日（工事完成期限）まで（ただし、令和８年４月１日までに工事の始期を設定すること。）
5 申請の時期　令和７年７月16日から令和７年８月５日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6 申請の方法
⑴ 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。
⑵ 申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メールにより提出すること。
① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
② 下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（令和７年７月16日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２－１、３－１を使用して作成すること。）。
提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹　メールアドレス thr-82shikakushinsa@m-lit.go.jp
⑶ 申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴ 特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
① 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般土木工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
② 東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④ 本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。
① 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
② 平成22年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。